

交通法

岡本 友子

交通法（海上交通・航空交通は除く）学界において、今年度多く取り上げられたテーマは、損害賠償額の算定や調整（過失相殺・重複填補）に関するものであった。今後とも重要なテーマとなる。

一 日本交通法学会

第二六回定期総会は、平成七年六月三日に北海学園大学法学部で開催された。まず、個別報告の山野嘉明「人身事故における過失相殺の在り方」は、フランス交通事故法につきこの一〇年間の判例の展開を概観し、わが国においても交通弱者には過失相殺や免責を厳格に適用することを示唆した。次に、山口正久「PL法と欠陥車事故」は、PL法の先進国であるアメリカの自動車PL訴訟の特色と現状を概観し、わが国のPL訴訟と対比しつつ今後わが国が進むべき方向（欠

陥）に対する柔軟な判断・「事実上の推定」の積極的活用・悪質ケースにおける慰謝料の引き上げ）を論じた。本年七月に製造物責任法が施行された折り、時宜を得たものである。

シンポジウムは「自賠法四〇年の軌跡」のテーマの下、まず運行供用者責任についての宮原守男「責任論」、交通事故賠償方式の史的展開と今後の方向を検討する吉村良一「交通事故訴訟における人身損害賠償額算定法の特色」、男女格差・内外人格差の問題等を検討する山口成樹「逸失利益の算定方法」、及び原口宏房「政府保障事業制度の法的性格について」の四報告が行われた。

当学会には人身賠償補償研究会が設けられている。平成六年十一月二日に、耿順「中国の国家賠償法」(判タ八六〇)、死亡被害者の逸失利益から内縁の配偶者の扶養利益相当額を控除すべきと

した最判平成五年四月六日（民集四七・六）についての長坂純「内縁の配偶者と相続人による自動車損害賠償保障法七二条一項による損害でん補請求」(判タ八七〇)の二報告があった。なお、前者と関連し、張勇「中国の新しい国家賠償法の特徴と問題点」(名法一五八)がある。

同二月一日に、南敏文「平成六年の民事二七部の交通事故判例の動向」、交通事故と被害者の自殺との間に相当因果関係を認めた最判平成五年九月九日（判時一四七七）を契機とする齋藤大巳「交通事故の後の被害者の自殺について」、湯川浩昭「素因減額の判断要素と割合について」の各報告があった(判タ八八〇)。同じく、宮原守男「山田卓生」野村好弘と右三名を含む東京地裁民事第二七部の裁判官らによる「座談会」交通事故民事裁判の最新動向(交通民集二五・索引解説)もある。

平成七年三月三十一日に、高波澄子「交通事故と医療過誤との競合」、同六月二三日に、包建棟「中国の労災補償、損害賠償について」、及び東京高判平成六年三月三十一日(判タ八七二)についての古笛恵子「代行運転依頼者による自賠責保険金請求の可否」(判タ八八五)の各報告があった。また、同九月八日に、肥塚肇雄「親族間の自動車事故と保険者の免責」、同一〇月一三日に、損害賠償額から搭乗者傷害保険の死亡保険金を控除すべきでないとした最判平成七年一月三日(判時一五二四)についての加藤了「搭乗者傷害保険金の控除について」がそれぞれ報告された。

人身賠償補償研究会には因果関係部会もあり、平成六年九月三〇日に、「椎間板ヘルニア」事例における因果関係の認定に関し、支倉逸人「医学的因果関係が不明な場合の鑑定方法」、岩崎勝成「二つの大阪地裁平成六年三月一七日判決を契機に」の各報告があった(判タ八六四)。

当学会には関西支部が設けられており、平成六年十一月二日には、裁判例・学説・実務について整理・検討した水野有子「損害賠償における第三者からの給付を原因とする控除」(判タ八六五)、現代不法行為上の諸問題を紛争処理理論の視点から考察した守屋明「紛争

処理システムにおける不法行為法の位置について(岡法四四・三〇四)がそれぞれ報告された。

二 日本賠償医学会

平成六年二月三日の第二五回研究会では、平岩幸一「基調報告」、赤石英「予防接種問題との関わり」、小賀野晶一「あるがまま判決の検討」、塩崎勤「民事裁判における医学鑑定の実情と問題点」の各報告があった。シンポジウムは「外傷性頸部症候群」のテーマの下、松下智康「鞭打ち損傷に関する医・工学的研究」、内藤志朗「外傷性頸部症候群の遷延機転に関する心理学的側面の研究」、羽成守「鞭打ち損傷に関する医・工学的研究——法学的考察」、菊池臣一「整形外科からみた外傷性頸部症候群」が報告された。第二六回研究会は、塚本宏「保険医学から見た肥満の生命予後」、白川洋一「交通外傷による超早期死亡例の損傷および死因の診断に死後CT検査は有効か」、藤村和夫「自賠法と製造物責任」、中井一士「血液製剤と製造物責任」の各報告があった。

三 単行本

まず、日本交通法学会編『人身賠償・補償研究 第三巻』(判夕社)が刊行された。第二巻以降の論稿を一五編収めた

ものである。

損害賠償額算定基準委員会編『注解交通損害賠償算定基準 改訂版(下)』(ギョウせい)は、東京三弁護士会交通事故処理委員会編『損害賠償額算定基準』(いわゆる「赤い本」と日弁連交通事故相談センター編『交通事故損害額算定基準』(いわゆる「青い本」)の解説書である。この『改訂版』では、損害額算定・損害の填補額と過失相殺・寄与度編の二冊となり、特に「赤い本」「青い本」にない寄与度・寄与率・割合的認定について基準化を試みている。小川英明「佐々木一彦」浦川道太郎編『交通損害賠償の基礎知識(下)』(青林書院)は、総論、責任、免責、共同不法行為責任、求償・代位、因果関係、損害、過失相殺、損害の填補・損益相殺、時効、訴訟・示談・斡旋の一章に分け事例形式により解説したものである。

また、窪田充見『過失相殺の法理』(有斐閣)は、損害賠償法における因果関係の競合と減責及び過失相殺の制度分析に関する著者のこれまでの研究の集大成である。さらに、高森八四郎『示談と損害賠償』(関西大学出版部)は、示談と錯誤に関する日独の判例を検討する。保険関係では、家用自動車総合保険(SAP)普通保険約款や特約に関する註釈書として、鴻常夫編集代表『注釈自

動車保険約款(下)』(有斐閣)がある。

最後に、日本弁護士連合会「人権擁護委員会編『分析交通事故事件』(日本評論社)は、交通事故事件弁護マニュアルとケーススタディに分かれ、業務上過失致死傷事件の被告人側弁護士に必要な科学知識や具体的手法を助言する異色の本である。

四 論文

1 責任論

この分野に関する論稿として今年度は、野村泰弘「駐停車自動車の民事責任——非接触型事故」(徳山大学論叢四三)のみである。駐停車自動車を避けようとした自動車の運転ミスにより事故が発生した場合の裁判例を取り上げ、駐停車自動車の責任について検討する。

2 損害論

まず、井上靖雄「労働能力の侵害と損害賠償に関する比較法的研究」(近法四一・一一二)は、ドイツ法・フランス法・英米法において事故により抽象的な労働能力が侵害されたが現実には具体的な損害が発生しなかった場合の損害額算定を概観し、比較検討する。

藤岡康宏「自転車のハンドルの折損事故につき制裁的慰謝料が請求された事例(消極)」(判夕八六三)は、東京地判平成六年五月二七日(判時一四九八)を機

縁に、制裁的慰謝料ないし懲罰的損害賠償について問題提起を行うものである。

田中稔「損害賠償額の算定期間」(六甲台四一・三)は、賠償額の算定期間に関し日独比較を行う。

損害賠償の方法につき、倉田卓次「年金賠償再論」(判夕八五四)は、退職年金相当額の損害賠償から遺族年金の受給確定分を控除した最大判平成五年三月二四日(民集四七・四)を機縁に、いわゆる定期金賠償の再検討を主張する。

また、齋藤修「過失相殺法理の現代的課題」林良平「甲斐道太郎編『谷口知平先生追悼論文集(3)』(信山社)は、被害者の体質的・心因的素因の競合及び被害者の自殺について裁判例の検討を行う。橋本佳幸「過失相殺法理の構造と射程(1)」(3) (論叢一三七・二、四一五)は、ドイツ法との比較検討を通じてわが国の過失相殺の法理構造について基礎的検討を加えるものである。先に紹介した窪田『過失相殺の法理』と問題関心を同じくする。

さらに、潮見佳男「人身損害賠償請求権の相統的構成と損益相殺・併行給付問題」(阪法四四・二二三)は、前述の最大判平成五年三月二四日・最判平成五年四月六日、及び普通恩給・国民年金(老齢年金)の逸失利益性を肯定した最判平成五年九月二一日(金判九三六)の三判

決を分析し、相統構成との不整合を指摘して扶養構成適用の試論を提示する。北河隆之「損益相殺に関する現代的諸問題」(損保五六・四)もある。

3 裁判外の紛争処理

「特集/交通事故の紛争処理」(ジュリ一〇五五)は、財団法人交通事故紛争処理センターの創立二〇周年を記念し、その回顧と展望を行う加藤一郎、高橋勝徳、野村好弘、長谷部茂吉、守永宗「座談会/交通事故紛争処理センターの二年」と、松代隆「紛争処理センターの相談・斡旋手続」が収められている。また、波多野二三彦「仲裁センターの哲学、理念」(判タ八六一)は、第二東京弁護士会仲裁センターの現況と理念について論じる。

4 保険

曾田英夫「自動車損害賠償責任保険の創設経緯」(損保五六・三)は、昭和二

五年の構想から三一年の自賠責保険発足までの史実に基づく回顧である。また、「特集/自動車と保険」(月刊交通二六・三)もある。

八島宏平「自動車責任保険契約における自動車の譲渡」(法政論究二五)は、自動車責任保険約款の車両入替条項・三〇日条項の有効性を認めた最判平成六年六月一三日(週刊自動車保険新聞一四三〇)を機縁に、この問題につき検討する。

5 外国法

山野嘉朗「フランス交通事故法をめぐる諸問題(5完)」(愛学三六・一―二)は、交通事故法の裁判手続・遅延利息・時効について検討する。同「盗難車両による事故と保有者の責任」(愛学三六・三―四)は、他人の自動車を盗んだ二人のうち一方の運転ミスにより同乗の他方が負傷し保険金を直接請求した事件でこれ

を認容した判決の評釈である。奥山誠「オーストラリアにおける自動車の所有者同乗事故に関連する裁判例」(追手門学院大学オーストラリア研究紀要一〇)

は、クイーンズランド州の自動車保険法に関する判例紹介である。梁慧星/小口彦太他訳「講演/中国の道路交通事故賠償法」(早比二九・一)は、一九九二年一月施行の「道路交通事故処理弁法」について紹介する。また、李洪茂「韓国における自動車保険」(保険学雑誌五四八)もある。

他に、石原治「アメリカの不法行為改革(1)~(5)」(名法一五六、一五八―一六一)は、アメリカにおける責任保険危機とこれに伴う不法行為改革をめぐる状況を検討する。保険統計上の証拠の取り扱いに焦点を当てた吉田一雄「イギリス不法行為法における身体傷害または死亡を理由とする一般損害賠償金の算定方法」

(清和一・一)、スイス法に関する角田光隆「損害賠償の範囲における他原因の斟酌(1)(2)」(琉法五三―五四)もある。

6 その他

室城信之、楠芳伸「道路交通法の一部を改正する法律について(下)」(警論四八・六一―七)は、道路交通法の一部改正の背景と内容について解説する。また、阿部泰隆「いわゆる自転車法の改正(1)~(3)完」(自治研究七〇・一〇―一二)は、平成五年の改正自転車法の立法過程や内容を分析し、政策法学の観点から放置自転車等の対策について論じる。かくして自転車利用のマナーの向上が社会問題化している折、金丸和行「最近の自転車事故の状況と事故防止対策について(上)」(警論四八・九)は、自転車をめぐる最近の情勢と今後の交通事故防止対策を考察する。

(おかもと・ともこ 広島大学助教授)